

「FX24 インターネット取引 契約約款」の一部改正について

下線部変更

(平成 23 年 12 月 12 日)

現 行	変 更 後
<p>第1条 (約 諾)</p> <p>甲は、乙のホームページ上で提供される「FX24インターネット取引説明書」(以下「説明書」という)、本約款、勧誘方針、個人情報の利用目的および個人情報保護宣言(プライバシー・ポリシー)を熟読し、かつ、十分に理解したうえで同意し、乙に対し本取引の開始を申込みものとする。</p>	<p>第1条 (約 諾)</p> <p>甲は、乙のホームページ上で提供される「FX24インターネット取引説明書」(以下「説明書」という)、本約款、勧誘方針、個人情報の利用目的および個人情報保護宣言(プライバシー・ポリシー)、<u>取引報告書等の電子交付に関する同意書</u>および店頭デリバティブ取引に係る<u>ご注意</u>を熟読し、かつ、十分に理解したうえで同意し、乙に対し本取引の開始を申込みものとする。</p>
<p>第2条～第5条 (省 略)</p>	<p>第2条～第5条 (現行通り)</p>
<p>第6条 (証拠金等)</p> <p>(省 略)</p> <p>2 乙は、毎営業日証拠金額を見直し、甲の承諾なしに証拠金の額を変更することができる。乙が証拠金の額を変更した場合、適用日以降の新規建玉および未決済建玉に対して変更された証拠金額が適用されるものとする。</p>	<p>第6条 (証拠金等)</p> <p>(現行通り)</p> <p>2 乙は、毎営業日証拠金額を見直し、甲の承諾なしに証拠金の額を変更することができる。乙が証拠金の額を変更した場合、適用日以降の新規建玉、<u>未決済建玉および未約定の新規注文</u>に対して変更された証拠金額が適用されるものとする。</p>
<p>第7条～第8条 (省 略)</p>	<p>第7条～第8条 (現行通り)</p>
<p>第9条 (注 文)</p> <p>(省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 第1項第5号の枚数は、乙が定める基準の範囲内でなければならない。</p>	<p>第9条 (注 文)</p> <p>(現行通り)</p> <p>2～4 (現行通り)</p> <p>5 第1項第5号の枚数および第8号の<u>指値等の指定価格</u>は、乙が定める基準の範囲内でなければならない。</p>
<p>第10条～第12条 (省 略)</p>	<p>第10条～第12条 (現行通り)</p>
<p>第13条 (評価損益相当額の算出およびロスカット)</p> <p>(省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 (省 略)</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p>	<p>第13条 (評価損益相当額の算出およびロスカット)</p> <p>(現行通り)</p> <p>2～4 (現行通り)</p> <p>5 (現行通り)</p> <p><u>【有効比率①および有効比率②の確認画面】</u></p> <p>(1)～(3) (現行通り)</p>
<p>6 甲は、有効比率①または有効比率②が150%以下であったため約1分毎の確認となった場合におい</p>	<p>6 甲は、有効比率①または有効比率②が <u>150%超200%以下</u>であったため約5分毎の確認および150%</p>

現 行	変 更 後
<p>て、その後有効比率①または有効比率②が回復し、有効比率①または有効比率②が<u>150%超200%以下</u>もしくは<u>200%超</u>となったときは、それぞれ第5項第2号、第1号に定める確認となることを承諾する。</p>	<p>以下であったため約1分毎の確認となった場合において、その後有効比率①または有効比率②が回復し、有効比率①または有効比率②が <u>200%超</u>もしくは<u>150%超 200%以下</u>となったときは、それぞれ第5項第2号、第1号に定める確認となることを承諾する。</p>
<p>第14条～第24条 (省 略)</p>	<p>第14条～第24条 (現行通り)</p>
<p>第25条 (解 約) (省 略)</p>	<p>第25条 (解 約) (現行通り)</p>
<p>2 (省 略) (1)～(9) (省 略) (新 設)</p>	<p>2 (現行通り) (1)～(9) (現行通り) (10) <u>乙が提供する価格等の取得方法および利用が不適切であると乙が判断した場合または甲が本取引を利用することが不適当であると乙が判断したとき。不適切な取引とは、次に掲げる取引を行うことにより、他の顧客、乙のシステムまたはカバー取引等に悪影響を及ぼす行為等をいう。</u> <u>①自動売買プログラム等を使用していると思われる取引</u> <u>②流動性の低い時間帯における多額の取引</u> <u>③指標発表時の価格の歪み等を狙って行う取引</u></p>
<p>3～5 (省 略)</p>	<p>3～5 (現行通り)</p>
<p>第26条 (省 略)</p>	<p>第26条 (現行通り)</p>
<p>第27条 (取引の制限) 乙から甲への本取引に係る郵便物が、<u>転居先不明等</u>により返送された場合、甲の住所その他の変更手続きが完了するまでの間、乙は、甲の取引を制限できるものとする。</p>	<p>第27条 (取引の制限) 乙から甲への本取引に係る郵便物および<u>電子メールが、宛先不明等</u>により返送された場合、甲の住所、<u>メールアドレス</u>その他の変更手続きが完了するまでの間、乙は、甲の取引を制限できるものとする。</p>
<p>(以下省略)</p>	<p>(以下現行どおり)</p>
<p>以 上 <u>平成23年4月1日</u></p>	<p>以 上 <u>平成23年12月12日</u></p>